

所定疾患施設療養費の算定状況について

介護報酬により介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件

- 対象となる入所者は次のいずれかに該当する者であること。
○肺炎 ○尿路感染症 ○带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り) ○蜂窩織炎
- 上記の診断により治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定する。
- 算定する場合、診断名、診断を行った日、検査、投薬、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- 治療の実施について、前年度の当該加算の算定状況を公表すること。
- 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

2023年度算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	2	2	5	5	2	5	1	5	3	4	5	5
	治療日数	11	5	31	43	9	24	1	27	16	21	20	26
尿路感染症	人数	1	7	5	6	5	8	3	1	2	4	2	1
	治療日数	3	52	40	49	41	71	20	7	14	24	11	7
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7
蜂窩織炎	人数	2	0	1	2	3	1	1	2	1	1	1	1
	治療日数	16	0	7	11	22	3	7	14	7	6	5	7